

平成20年度 【東京】定期中央審査実施要項

1.期 日 平成20年10月31日(金)・11月1日(土)・2日(日)

2.会 場 『全日本弓道連盟中央道場/明治神宮武道場至誠館弓道場』...東京都渋谷区代々木神園町1-1 TEL 03-5302-5865
(道順) JR山手線,都営地下鉄大江戸線「代々木」駅下車,徒歩15分。東京メトロ副都心線「北参道」駅下車,徒歩15分。
小田急線「参宮橋」駅下車,徒歩10分。

3.審査日程・種別	月 日	会 場	開 館	開始時間	種 別
	10月31日(金)	全弓連中央道場 至誠館弓道場	8:00	9:00	八 段・六 段 六 段
	11月1日(土)	全弓連中央弓道場 至誠館弓道場	8:00	9:00	教 士
	11月2日(日)	全弓連中央弓道場 至誠館弓道場	8:00	9:00	七 段

4.受審資格	種 別	受 審 資 格
	六 段	本連盟の五段の認許年月日が、平成19年10月31日まで
	七 段	平成19年度(東京)定期中央審査における六段合格者まで
	八 段	平成19年度(東京)定期中央審査における七段合格者まで
	教 士	本連盟の錬士の取得年月日が、平成19年11月1日まで

平成19年度(東京)定期中央審査以降の八段第一次通過者には、第一次審査を免除する。

5.審査方法 六段の部:行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の要領で行う。
- (2)学 科:学科(筆記)試験を行う。

七段,八段の部:行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の通過者について,第二次審査を行い候補者を決定する。
- (2)論 文:候補者に対し,指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし,審査後15日以内に提出するものとする)

教士の部:行射,指導力及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の通過者について,第二次審査を行う。
- (2)指導力:行射の第一次審査の通過者について,指導に必要な識見,教養及び実力を査定する。
- (3)論 文:行射及び指導力の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し,指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし,審査後15日以内に提出するものとする)

6.受審の申込について

- (1)方 法:所定の用紙により審査料を添えて,所属地連を經由して申請すること。
- (2)締切日:平成20年9月2日(火) 締切厳守 県連締切 8月23日(土)
- (3)申込先:〒101-0051東京都千代田区神田神保町2-40-11横田ビル5F
(財)全日本弓道連盟 分室「東京定期中央審査係」宛
TEL TEL 03-6273-2474 FAX 03-6273-2475

7.注意事項

- (1)申込書の申請には,所属地連の締切日に十分留意すること。
- (2)申込書は,必要事項を楷書で判りやすく,明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること。
ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は,下部空欄に記入すること。
- (3)申込書に虚偽の記載があった場合は,審査の結果が無効となることもある。
- (4)受審者は,開始時刻までに会場へ集合すること。
- (5)受審者は,全員和服を着用し,必ず本連盟会員章をつけること。
- (6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は,棄権したものとみなす。
- (7)八段第一次通過者は,申込書上部に朱線を引き,通過年月日を記入すること。
- (8)立射で受審する際は,審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして,その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し,地連会長の認証を受けて申し込むこと。
- (9)車利用の場合は「明治神宮文化館駐車場」を利用のこと。

8.その他

- 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について
審査申込書の提出により,以下の関係資料について下記取り扱いの旨,承諾を得たものとする。
ただし,下記(3)の本連盟機関誌・ホームページへの掲載に関しては,本人より不同意の申し出があった場合は,公開を停止する。
- (1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名,所属地連,年齢,既得の称号及び授与年月,既得の段位及び認許年月,その他特記事項)
 - (2)立順表への記載(氏名,所属地連)
 - (3)審査結果報告として,加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名,所属地連,既得の称号または段位)

平成20年7月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 東京都弓道連盟